

令和6年度決算状況と令和7年度財政事情を公表します

那賀町財政事情の公表に関する条例第３条の規定に基づき、令和６年度決算の状況及び令和７年度予算にかかる財政事情を報告します。

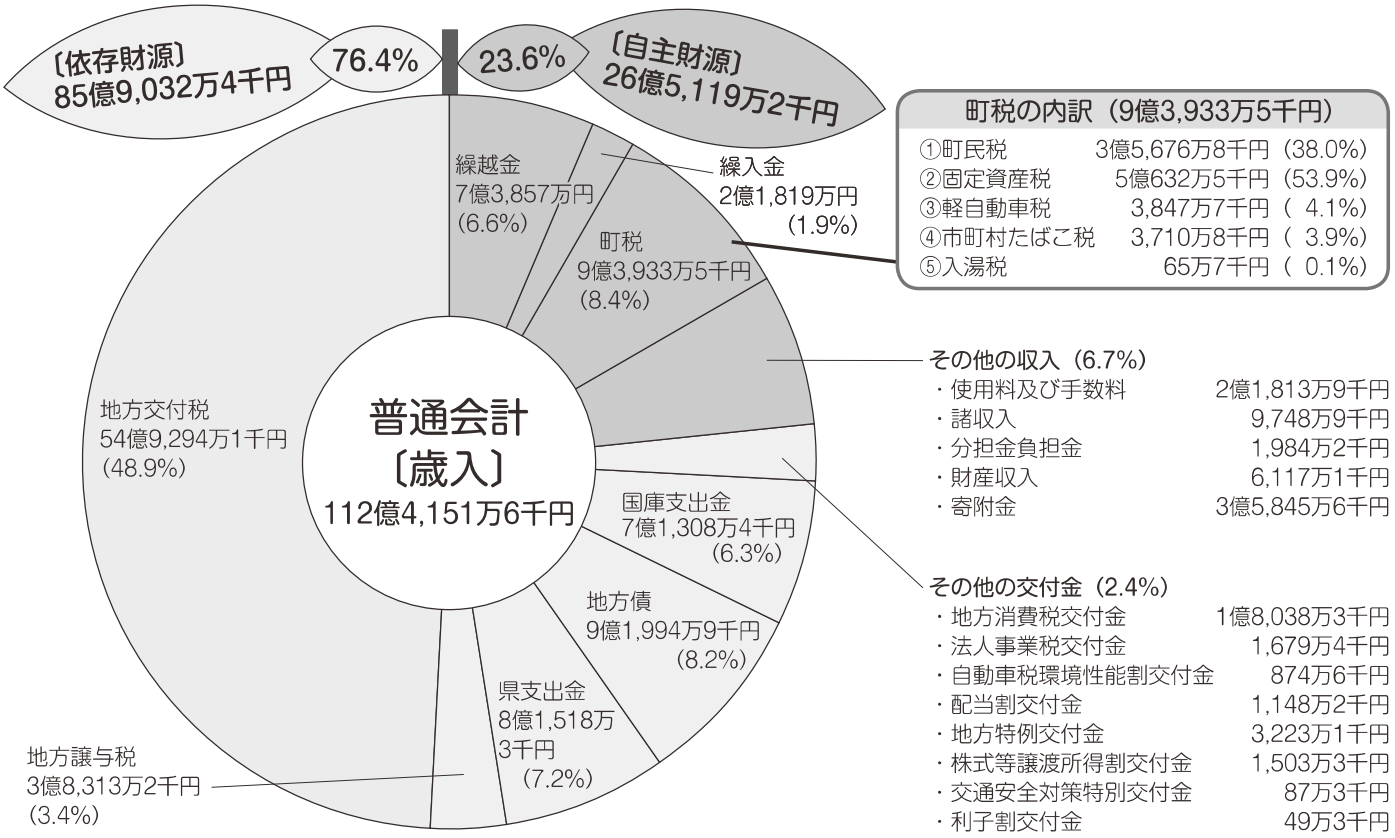
令和７年11月１日　　那賀町長　橋本　浩志

那賀町では、町民の皆さまからの税金や地方交付税、国・県支出金、町債（町の借金）などがどのように使われているか、その財政状況について、条例に基づき毎年５月と11月の２回公表することによりご理解をいただきながら、まちづくりに必要な施策を推進しております。

令和６年度普通会計の決算は、歳入が112億4,151万6千円、歳出が105億1,925万2千円で差し引き7億2,226万4千円となり、この額が令和７年度への繰越金となります。（明許繰越による一般財源含む）

普通会計の決算状況　歳入 112億4,151万6千円

※ 普通会計＝一般会計＋ケーブルテレビ事業会計



町税の内訳（9億3,933万5千円）

①町民税	3億5,676万8千円	(38.0%)
②固定資産税	5億632万5千円	(53.9%)
③軽自動車税	3,847万7千円	(4.1%)
④市町村たばこ税	3,710万8千円	(3.9%)
⑤入湯税	65万7千円	(0.1%)

その他の収入（6.7%）

・使用料及び手数料	2億1,813万9千円
・諸収入	9,748万9千円
・分担金負担金	1,984万2千円
・財産収入	6,117万1千円
・寄附金	3億5,845万6千円

その他の交付金（2.4%）

・地方消費税交付金	1億8,038万3千円
・法人事業税交付金	1,679万4千円
・自動車税環境性能割交付金	874万6千円
・配当割交付金	1,148万2千円
・地方特例交付金	3,223万1千円
・株式等譲渡所得割交付金	1,503万3千円
・交通安全対策特別交付金	87万3千円
・利子割交付金	49万3千円

（2） 訓告等の状況

訓告等は、職員等に非違行為に対する責任を自覚させるとともに、服務を厳正に保持するため、職員等に対する指導監督上の措置として行うものです。

（単位：人）

措置事由	訓告	厳重注意	合計
1　法令に違反した場合	0	0	0
2　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0
3　全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0
合計	0	0	0

6．研修及び勤務成績の評定の状況

（1） 研修の状況

令和６年度の研修の状況は次のとおりです。

○　内部研修

研修の内容		受講者数（人）
新規採用職員研修	町行政における業務内容等、事業について（全部署）	9
合計		9

○　外部研修

研修の種類		受講者数（人）
一般研修	新規採用職員（前後期）	9
	職員Ⅰ	0
	職員Ⅱ	0
	係長級	0
	課長補佐級	1
	課長級	2
特別研修	職場のクレーム対応力向上研修	0
	民間企業に学ぶ変革リーダー研修	0
	住家被害認定調査員研修	0
	契約事務研修	3
	財務事務研修	0
	組織の業務改革（BPR）研修	0
	育休等復帰支援講座	0
	再任用・定年延長者受入研修	0
	災害マネジメント支援員講座	4
	発達が気になる子と保護者支援講座	1
	法制執務講座	2
	事例で学ぶ民法講座	1
	自然災害のリスクマネジメント講座（南阿波定住自立圏共生ビジョン取組事業）	4
	メンタルヘルス研修	4
	マイナンバー研修	1
合計		32

（2） 令和６年度勤務成績の評定の状況は次のとおりです。

勤務成績証明者	基準	講ずる措置
その職務について監督する地位にある者	規則で定めた昇給日前一年間全部を良好な成績で勤務したとき（年齢55歳未満）	４号給昇給

7．職員の福祉及び利益の保護の状況

那賀町では、職員の福利厚生制度として、町内医療機関での健康診断を受けた場合や人間ドックを受検した場合は費用の一部助成を行ってます。

令和６年度受診者数

区分	受診者数（人）	備考
人間ドック	214	脳ドッグを含む
健康診断	71	医療機関受診人数

8．競争試験及び選考の状況

令和６年度実施　職員採用競争試験の受験者及び合格者　（単位：人）

区分	受験者数			合格者数		
		うち男性	うち女性		うち男性	うち女性
一般事務	24	18	6	5	3	2
一般事務（障がい）	2	2	0	0	0	0
管理栄養士	0	0	0	0	0	0
保育教諭	0	0	0	0	0	0
看護師	2	1	1	2	1	1
消防職員	0	0	0	0	0	0
理学･作業療法士	2	2	0	1	1	0
合計	30	23	7	8	5	3

選考による採用はありません。

9．勤務条件に関する措置の要求の状況

令和６年度措置要求はありません。

10．不利益処分に関する不服申立ての状況

令和６年度該当はありません。

○特別休暇

特別休暇の種類		期間
1	公民権行使休暇	その都度必要と認める期間
2	官公署出頭休暇	その都度必要と認める期間
3	骨髄提供休暇	その都度必要と認める期間
4	ボランティア休暇	５日以内
5	婚姻休暇	５日以内
6	妊娠中又は出産後の通院休暇	妊娠月数に応じて定めた回数までで、必要と認める期間
7	分べん休暇	その分べん予定日前８週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）に当たる日から分べんの日後８週間目に当たる日までの期間内
8	育児休暇	１日２回それぞれ30分以内
9	配偶者出産休暇	２日以内
10	忌引き	続柄に応じて定めた期間内で、必要と認める期間
11	父母、配偶者又は子の祭日休暇	２日以内
12	夏期休暇	５日以内
13	感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間
14	住居滅失・損壊休暇	その都度必要と認める期間
15	非常災害交通遮断休暇	その都度必要と認める期間
16	交通機関の事故等による不可抗力休暇	その都度必要と認める期間
17	生理休暇	その都度必要と認める期間。ただし２日を超えるときは、その超える期間については、傷病休暇による。
18	リフレッシュ休暇	連続する３日以内(勤務年数４年経過以降５年毎に取得することができる)
19	中学校就学前の子の看護休暇	５日以内（子が２人以上の場合は10日以内）
20	短期介護休暇	５日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）

○介護休暇　介護を必要とする者の一の継続する状態ごとに、２週間以上６月の期間内（３回まで分割可能）において必要と認められる期間取得できる。無給休暇。

○育児休業　３歳に満たない子を養育するため、子が３歳に達するまでの期間を限度として職務に従事しないことができる。育児休業期間中は無給。

（3） 休暇等の取得の状況

令和６年１月１日から令和６年12月31日までの年次有給休暇の取得日数	一般の事務職平均 12.9日
令和６年度介護休暇の取得者数	１人
令和６年度育児休業の取得者数（継続者も含む）	15人

4．職員の分限及び懲戒処分の状況

（1） 分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持し適正に運営するため、一定の事由がある場合に、職員の意に反して身分上の不利益処分を行うものです。令和６年度の分限処分は次のとおりです。

（単位：人）

処分の事由	免職	休職	降任	降給	合計
1　勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
2　心身の故障のため	0	4	0	0	4
3　職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
合計	0	4	0	0	4

（2） 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員に法令や職務上の義務違反や非行があった場合に、職員に対し道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律を守り公務遂行の秩序を維持することを目的としています。

（単位：人）

処分の事由	免職	停職	減給	戒告	合計
1　法令に違反した場合・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	0	0	1
2　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
合計	0	1	0	0	1

5．服務の状況

（1） 職務専念義務免除

職員は、法律や条例に特別の定がある場合を除いて、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを用いて全力をあげて職務に専念しなければなりません。しかし、合理的理由がある場合には、特例として職務専念義務を免除することを認めています。那賀町では、次の場合が職務専念義務の免除に該当します。

1．研修を受ける場合
2．人間ドックや健診などの福利厚生に基づく事業に参加する場合

財政指標

経常収支比率 89.2%

支出の中で人件費など経常的に支出される経費の割合。この比率が低いほど財政に弾力性があり、通常80%以内が望ましいとされています。

実質公債費比率 8.5%

起債制限比率に公営企業や一部事務組合等の公債費に対する負担など実質的な公債費相当額を加味した数値で、18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となります。

財産の状況

町は役場の庁舎や学校などの公共施設や土地、山林などを所有しています。
また、この他にも出資金などの形で財産を所有しています。

（単位：㎡）

項　目	土地面積	建物延面積
行政財産 （役場の庁舎や学校など）	1,970,328	152,879
普通財産 （町有林や田畑など）	14,867,497	3,347
合　計	16,837,825	156,226

項　目	令和６年度末
出資による権利 （㈱きとうむら ほか）	3,363万4千円
債権 （㈱きとうむら ほか）	7億712万6千円

地方債（借金）の現在高

地方債＝道路や建物の整備など大きな事業を行ったときに町が借り入れた借金の残高です。

内　訳	令和６年度末	令和５年度末
一般会計	126億6,321万2千円	131億5,307万1千円
特別会計 （診療所）	1億1,995万4千円	12億4,130万6千円
企業会計 （工業用水、病院、簡易水道、集落排水）	12億8,662万6千円	1億9,199万5千円
合　計	140億6,979万2千円	145億8,637万2千円

※　R6年度より簡易水道事業及び集落排水事業が特別会計から企業会計に移行

一時借入金

地方自治体の支払い資金の不足を臨時に賄うために、その年度内に償還する条件で借り入れる借入金のこと。

…なし

特別会計と企業会計の決算報告　令和6年度

特別会計

会　計　名	歳　入	歳　出	差　引
国民健康保険事業特別会計	8億5,190万1千円	8億2,944万6千円	2,245万5千円
国民健康保険診療所事業特別会計	6億4,862万6千円	4億1,900万6千円	2億2,962万円
介護保険事業特別会計	18億7,107万6千円	17億7,606万8千円	9,500万8千円
後期高齢者医療特別会計	1億9,740万8千円	1億9,255万3千円	485万5千円
財産区事業特別会計	375万5千円	26万4千円	349万1千円

企業会計

会　計　名		収　入	支　出	差　引	
工業用水道事業会計	収益的	3,135万9千円	2,690万5千円	445万4千円	
	資本的	－	2,891万1千円	△2,891万1千円	※
上那賀病院事業会計	収益的	4億8,324万6千円	6億980万2千円	△1億2,655万6千円	
	資本的	6,031万2千円	6,031万2千円	－	
簡易水道事業会計	収益的	1億8,925万4千円	2億645万1千円	△1,719万7千円	
	資本的	1億1,290万4千円	1億3,525万5千円	△2,235万1千円	☆
集落排水事業会計	収益的	1億8,816万5千円	2億891万6千円	△2,075万1千円	
	資本的	1億303万円	9,095万4千円	1,207万6千円	

◎　収益的＝企業の経営活動に係る収支、資本的＝施設の整備等に係る収支
※　不足分は留保資金で補填　　☆　不足分は引継金で補填

普通会計の決算報告

歳出 105億1,925万2千円

目的別歳出

公債費 13.8%
14億4,864万5千円
(205,191円)
町が施設、道路等整備のために借入れたお金の返済

総務費 28.6%
30億700万7千円
(425,922円)
庁舎管理、人件費、ケーブルテレビの運営に要した経費など

農林水産業費 10.0%
10億5,221万9千円
(149,040円)
農林水産業の振興や、林道等の整備に要した経費など

土木費 8.8%
9億2,875万9千円
(131,552円)
道路や町営住宅の整備、維持管理に要した経費など

民生費 15.8%
16億6,547万9千円
(235,904円)
高齢者や障がい者福祉、こども園の運営に要した経費など

災害復旧費 2.7%
2億8,355万5千円
(40,164円)
災害の復旧に要した経費

教育費 5.4%
5億6,463万7千円
(79,977円)
小中学校、社会教育に要した経費など

消防費 3.8%
4億141万5千円
(56,858円)
消防団活動や消防署に要した経費など

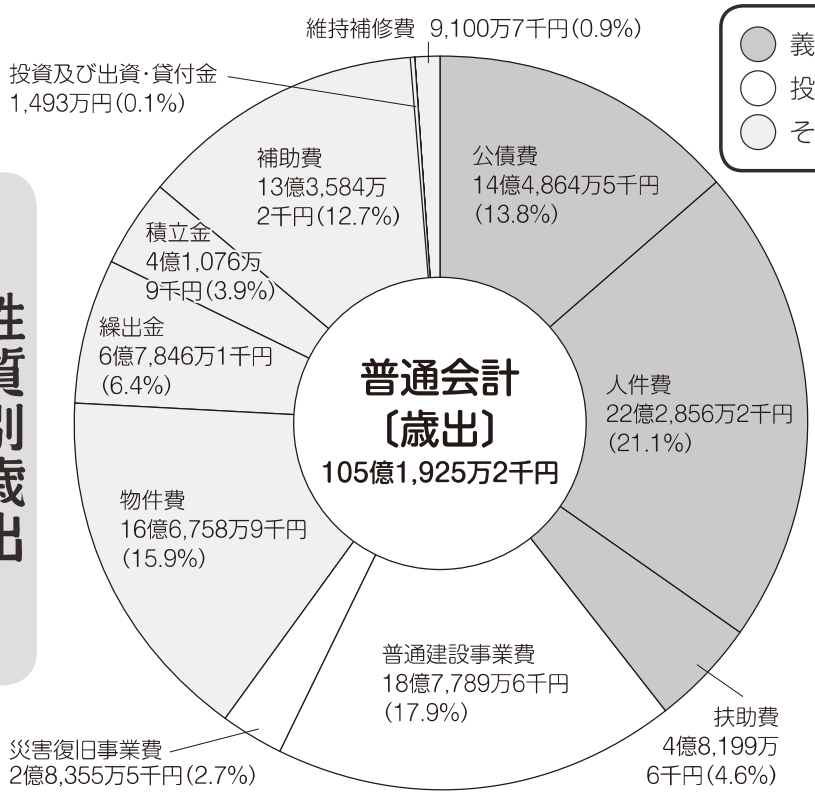
衛生費 8.5%
8億9,795万3千円
(127,189円)
し尿、ごみ処理、医療対策、総合健診等に要した経費など

商工費 1.9%
1億9,893万7千円
(28,178円)
商工や観光に要した経費など

議会費 0.7%
7,064万6千円
(10,007円)
議員報酬や議会運営の経費など

注 (　　) は町民一人当たりの額

性質別歳出



- 義務的経費　41億5,920万3千円（39.5%）
- 投資的経費　21億6,145万1千円（20.6%）
- その他経費　41億9,859万8千円（39.9%）

◆町民一人あたりのお金って?

項　目	令和６年度	令和５年度
町民１人当たりの税負担	13万3千円	13万6千円
町民１人当たりに使われたお金	149万0千円	159万2千円
町民１人当たりの積立金(貯金)	145万4千円	138万2千円
町民１人当たりの地方債(借金)	179万4千円	180万7千円

注１　那賀町民１人当たりの額（令和６年度）は、令和７年１月１日の住民基本台帳登録人口7,060 人をもとに算定
注２　積立金は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の計
注３　地方債は一般会計分

基金の状況報告

基金残高 102億7,549万5千円

基金 ＝ 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。（単位：千円）

基　金　名	令和５年度末現在高	令和６年度積立額	令和６年度取崩額	令和６年度末現在高
財政調整基金	3,713,326	253,073	0	3,966,399
減債基金	2,420,805	35,594	0	2,456,399
特定目的基金	3,921,690	122,102	204,260	3,839,532
定額運用基金	19,267	7,828	13,930	13,165
合　　計	10,075,088	418,597	218,190	10,275,495

端数処理の都合上、合計が一致しない場合があります。